

佐渡市文化関係大会等出場者激励金 申請の手引き

◆ 手続きの流れ	P1
◆ 制度の概要	P2
1 対象となる事業と支給金額	
2 申請団体(支給対象者)の要件	
3 支給の条件	
4 審査基準	
5 支給の対象となる経費	
6 交付申請時の提出資料	
7 その他	
◆ 別表1 支給の対象となる経費.....	P5
◆ 別表2 支給の対象とならない経費.....	P6
◆ 支給金の交付が決定した後のお願い.....	P7

●申請期限

大会開催日の前日まで(余裕をもって提出お願いします。)

出発前に振込みする為には最低2週間程度前の提出が必要です。

申請書類は本市ホームページからダウンロードできます。

予算額に達した時点で、募集を締め切らせていただきます。

この場合、締め切った旨を本市ホームページにてお知らせします。

窓口・問合せ先

佐渡市教育委員会 社会教育課 佐渡学センター

〒952-1311 佐渡市八幡 2041 番地 佐渡博物館内

電話:0259-52-2447

e-mail:sg-center@city.sado.niigata.jp

手続の流れ(概要)

全国大会出場をかけた、県大会、ブロック大会の選考会や予選会
国際大会出場をかけた、国内の選考会や予選会

全国大会又は国際大会 出場決定！！



① 支給申請

(申請者 → 市)

支給申請書(様式第1号)と添付書類一式を大会開催日の前日までに提出してください。

② 申請書類の審査等

(市)

佐渡学センターで申請書類を審査します。不明な点があれば、電話等で確認させていただく場合があります。

③ 支給決定 激励金の振り込み

(市 → 申請者)

②の審査を踏まえ、支給または不支給を決定し結果を文書でお知らせします。市は、すみやかに激励金をご指定の金融機関の口座に振り込みます。
※大会直前に申請された場合、出場前に支給が間に合わない場合があります。

全国大会又は国際大会 出場



④ 実績報告

(申請者 → 市)

大会終了後に、実績報告書(様式第3号)を提出してください。



※大会が中止、また大会に出場できなかった場合は、激励金を返還させていただく場合があります。

制 度 の 概 要

市民の文化活動を奨励し、文化の向上に資するため、文化の分野における国際大会、全国大会等に出場する個人又は団体に対し、その活躍を祈念し激励することを目的として、予算の範囲内において激励金を支給します。

1 対象の要件

(1)文化大会の範囲

対象となるのは、以下の分野の大会です。

- ① 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- ② 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ③ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ④ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ⑤ 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
- ⑥ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ⑦ 自然科学
- ⑧ 弁論

(2)対象となる大会の範囲

- ① 国内の選考会又は予選会を経て日本の代表又はこれと同等以上の者(主催者等から予選を免除された者を含む。)として出場する国際大会
- ② 県大会、ブロック大会の選考会又は予選会を経て新潟県の代表又はこれと同等以上の者(主催者等から予選を免除された者を含む。)として出場する全国規模以上の大会

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ・ 交流、親睦又は営利を主な目的としているとき。
- ・ 対象者が大会の開催地に行くことなく出場できるとき。

2 対象となる者

(1)対象者の範囲

- ・ 出場する本人
- ・ 大会の開催要項等で必要と認められ、参加申込書等に記載のある出場者以外の者、指導者等で、児童生徒に同行する必要がある者

(2)対象者の要件

- ・ 市内に住所を有し、かつ居住すること
- ・ 大会の出場種目又は参加種目を生業としている者でないこと
- ・ 学校長からの出張命令を受けて大会に出場し、又は出場者に同行する教職員でないこと

3 激励金の額

区分	激励金の額及び上限	
	大会の開催地が新潟県内の場合	大会の開催地が新潟県外の場合
高校生以下※	1人につき3万円。ただし、1団体につき30万円を上限とする。	1人につき5万円。ただし、1団体につき50万円を上限とする。
上記以外の者	1人につき1万円。ただし、1団体につき10万円を上限とする。	

※「高校生以下」には18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含みます。

4 支給の制限

以下の場合、重複して支給することはしません。

- ・ 同一の大会に複数種目での出場する場合
- ・ 同一の大会において団体種目及び個人種目に出場する場合
- ・ 同一の個人等が出場者、指導者その他これに準ずる者又はマネージャーを兼任して出場する場合

5 激励金の返還となる場合

以下の場合には、支給決定の全部または一部を取り消し、激励金を返還していただくことがあります。

- ・ 大会が中止になったとき
- ・ 大会に出場できなかったとき
- ・ 激励金の支給申請又は報告に関して、虚偽又は不正があったとき

6 その他

- ・ 交付決定額が予算額に達した時点で、募集を締め切らせていただきます。
- ・ 全国大会等へのお出場決定や大会結果について、市のホームページ等において紹介させていただく場合がございます。その際は、掲載写真の提供、インタビューなどにご協力をお願いいたします。
- ・ 激励金支給事業の今後の参考とするため、出場者の方には激励金制度に関するアンケートを実施いたします。ご協力よろしくお願いいたします。

申請手続の流れ(詳細)

1 支給申請(申請者→市)・・・大会等開催日の前日まで

全国大会等への出場が決まりましたら、大会等の開催日の前日までに、申請者*は以下の書類を提出してください。激励金は、原則として大会日当日前に支給しますので、申請手続は余裕をもって行ってください。

※申請者は、以下のようにしてください。

個人参加の場合：個人(未成年者の場合は保護者)

団体参加の場合：所属団体長

- ① 文化関係大会等出場者激励金支給申請書(様式第1号)
- ② 国際大会、全国大会等の開催要項の写し
- ③ 国際大会、全国大会等への出場に至った経緯の分かる書類の写し(予選、選考会の開催要項、プログラム、結果等)
- ④ 国際大会、全国大会等へ出場することが確認できる書類の写し(大会参加申込書等)
- ⑤ 参加者名簿(別紙)
- ⑥ 振込口座の通帳の写し(口座番号と名義が確認できるもの)

大会出場時のお願い

後日、大会の結果などを市ホームページ等で紹介させていただく場合がございます。その際は、大会掲載写真として写真(演技、演奏等の様子、集合写真など)をご提供いただきたいので、撮影をお願いいたします。

2 支給決定および激励金の振り込み(市→申請者)

市において、上記1の書類の審査の上、支給の可否及び支給額を申請者にお知らせするとともに、すみやかに申請者指定の口座に激励金を振り込みます。

3 実績報告(申請者→市)・・・大会等終了後

申請者は、大会が終了しましたら以下の書類を提出してください。

- ・ 文化関係大会等出場者激励金実績報告書(様式第3号)
- ・ 国際大会、全国大会等の結果及び内容がわかるもの(賞状の写し、大会プログラム等の写し)
- ・ 参加者名簿
- ・ 大会出場の様子がわかる写真等(集合写真、演技・演奏等の場面の写真等)